

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1.事業所の概要

事業所名	南町ケアプラン室居宅介護支援事業所 (社会医療法人 全仁会)
所在地	岡山県倉敷市南町 1-12
電話番号・緊急連絡先	086-435-2235
介護保険事業所番号	3370207031
管理者氏名	中村 綾
職員体制	基準に応じた介護支援専門員を配置 常勤 3名、非常勤 0名
営業日・時間	窓口対応時間 8:30~17:15 休業日 日曜・祝日・土曜日午後・年末年始(12/30~1/3)
サービスを提供する地域	倉敷市、岡山市、総社市、早島町 これらの地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

2.利用料金

(1)利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるため、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。そのサービス提供証明書を後日各市町村の窓口提出されますと、全額払戻を受けられます。

・居宅介護支援費(I)

要介護 1・2 1.086 単位/月

要介護 3・4・5 1.411 単位/月

・介護職員等処遇改善加算 所定単位数に 2.1%を乗じた単位数

・初回加算 300 単位/月

新規に居宅サービス計画を作成する場合、もしくは要支援者が要介護認定を受けて居宅サービス計画を作成する場合、もしくは要介護状態区分が 2 区分以上変更となり居宅サービス計画を作成する場合に算定

・入院時情報連携加算(I) 250 単位/月

利用者が医療機関に入院した日(入院日前を含み、運営規程に定める事業所の営業開始時間終了後や営業日以外の日に入院した場合は、入院した翌日も含む)のうちに、当該医療機関の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定

- ・入院時情報連携加算(Ⅱ) 200 単位/月

利用者が医療機関に入院した日の翌日又は翌々日（運営規程に定める営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して 3 日目が運営規程に定める営業日以外の日に当たる時は、当該営業日以外の日を翌日を含む）のうちに、当該医療機関の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定

- ・退院・退所加算

入院又は入所をしていた利用者の退院又は退所に際し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定

- ・退院・退所加算(Ⅰ)イ 450 単位/月

医療機関や施設職員から利用者に係る必要な情報の提供（以下情報提供という）をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること

- ・退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600 単位/月

情報提供をカンファレンスにより 1 回受けていること

- ・退院・退所加算(Ⅱ)イ 600 単位/月

情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること

- ・退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750 単位/月

情報提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること

- ・退院・退所加算(Ⅲ) 900 単位/月

情報提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること

- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/月

医療機関の求め等により、当該医療機関の医師又は看護師と共に利用者宅に訪問し、カンファレンス開催後にサービス調整を行った場合に算定（利用者 1 人につき月 2 回を限度）

- ・通院時情報連携加算 50 単位/月

利用者が医師の診察を受ける際に、同意を得た上で同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に算定（利用者 1 人につき月 1 回を限度）

(2)その他の料金

- ・第 9 条による複写物は 1 枚 10 円とします。
- ・介護保険以外の申請代行業務に伴う必要書類（公的機関からの証明書、主治医の診断書）等の取得にかかる費用が必要な場合には実費を負担して頂きます。
- ・交通費については、通常実施地域以外の利用の場合は、実施地域を越えた時点から、利用者の同意を得て往復実走行距離で 1k mあたり 15 円の実費負担を頂きます。

3.サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての相談・苦情を承ります。

(1)窓口 南町ケアプラン室居宅介護支援事業所 担当者 中村 綾

電話番号 086-435-2235

対応時間 月～土曜日 8:30～17:15 (土曜日は8:30～12:30、
年末年始12/30～1/3を除く)

(2)行政機関その他苦情受付機関

・倉敷市介護保険課：所在地 倉敷市西中新田 640 倉敷市役所

電話 086-426-3343

対応時間 月～金曜日 (祝日除く) 8:30～17:15

・岡山市介護保険課：所在地 岡山市北区鹿田町 1-1-1 岡山市役所

電話 086-803-1240

対応時間 月～金曜日 (祝日除く) 8:30～17:15

・総社市長寿介護課介護保険係：所在地 総社市中央 1-1-1 総社市役所

電話 0866-92-8369

対応時間 月～金曜日 (祝日除く) 8:30～17:15

・早島町健康福祉課：所在地 都窪郡早島町大字前潟 360-1 早島町役場

電話 086-482-2483

対応時間 月～金曜日 (祝日除く) 8:30～17:15

・岡山県国民健康保険団体連合会：所在地 岡山市北区桑田町 17-5

電話 086-223-8811

対応時間 月～金曜日 (祝日除く) 8:30～17:00

4.事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

5.秘密保持

事業者及び介護支援専門員または、従業員は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

6.虐待の防止のための措置に関する事項

(1)利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、担当者を選任し、次の措置を講じるものとします。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- ・その他虐待防止のために必要な措置

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

7. サービスにあたっての留意事項

- (1) 医療機関に入院された場合には、入院時に、担当の居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関等に情報提供して頂くようお願いいたします。
- (2) 利用者やその家族は、介護支援専門員に、複数のサービス事業所の紹介、居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。
サービスの選定にあたっては、地域の多くのサービス事業所の情報を説明し、納得して選んで頂けるよう支援いたします。
なお、上記の説明を行わなかった場合は、居宅介護支援費から所定の単位数を減算します。
- (3) 当事業所が作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
利用者に公正中立で適切なサービスが提供できるよう支援いたします。